

# 金融庁、「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等及び有価証券報告書レビューの実施について（令和6年度）」を公表

ポイント解説 | 有限責任 あずさ監査法人

金融庁は2024年3月29日に、2024年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書に対するレビュー（審査）の実施概要を公表しました。

## ポイント

- 前年度の有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項として、以下に関連する課題が識別されています。
  - ・ サステナビリティに関する考え方及び取組  
（ガバナンス、リスク管理、戦略並びに指標及び目標、人的資本、参照方式）
  - ・ 従業員の状況
  - ・ コーポレート・ガバナンスの状況等  
（コーポレート・ガバナンスの概要、内部監査の状況、政策保有株式）
- 識別された課題への対応にあたり、参考となる開示例集が同時に公表されています。
- 2024年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書のレビューについては、以下の内容で実施されます。  
  
（法令改正関係審査）
  - ・ 2023年1月に施行された企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（「従業員の状況」における女性管理職比率並びに「コーポレート・ガバナンスの状況等」における取締役会・監査役会等の活動状況及び政策保有株式に関連した開示を含む。）  
（重点テーマ審査）
  - ・ 前年度に識別された課題の状況等を踏まえ、引き続きサステナビリティに関する企業の取組の開示をテーマとして実施

# 1. 有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等（サステナビリティ開示等の課題対応にあたって参考となる開示例集を含む）について

## (1) 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等

2023年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書レビューについて、審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項が公表されています。

法令改正関係審査及び重点テーマ審査の結果、「サステナビリティに関する考え方及び取組」における人的資本や「コーポレート・ガバナンスの状況等」における取締役会等の活動状況等に関する開示に関連して、複数の審査対象会社に共通した課題が識別されています。

また、重点テーマ審査の審査対象会社の有価証券報告書について重点テーマ以外の記載項目についても適宜審査を行った結果、「コーポレート・ガバナンスの状況等」における政策保有株式に関する開示について課題が識別されています。

### ① サステナビリティに関する考え方及び取組

「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄における記載内容に関連して識別された主な課題として、以下が示されています。

#### (1) ガバナンス

課題	留意事項等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● サステナビリティ関連のガバナンスに関する記載がない又は不明瞭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガバナンスについては、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続の内容について記載する。</li> <li>・ 例えば、気候変動関連や人的資本関連のリスクや機会が存在しているような場合には、全般的なガバナンスに加え、それらを監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続についても記載する。</li> </ul> </li> <li>■ 開示の充実に向けて参考になると考えられる事項<sup>1</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 執行・監督の両面から記載すると効果的であり、取締役会等による監督の状況等も記載すると、より有用なものとなる（IFRS S1「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」第27項の要求事項が参考になる）。</li> <li>・ 該当する場合には、監査役会等や内部監査に関しても併せて記載する。</li> <li>・ 「コーポレート・ガバナンスの状況等」への参照方式を活用することによって開示する。</li> </ul> </li> </ul>

1 「開示の充実に向けて参考になると考えられる事項」は、法令等に準拠したうえで、さらに投資者の投資判断や投資者との対話に有用な情報を提供する観点から、開示の充実を検討する際に参考になると考えられる事項とされている。

## (2) リスク管理

課題	留意事項等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● サステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するための過程に関する記載が不明瞭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスク管理では、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理するための過程の内容について記載することに留意する。</li> <li>・ 例えば、気候変動関連や人的資本関連のリスクや機会が存在しているような場合には、全般的なリスク管理に加え、それらを識別、評価及び管理するための過程についても記載する。</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● サステナビリティ関連の機会を識別、評価及び管理するための過程に関する記載がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 開示の充実に向けて参考になると考えられる事項           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ IFRS S1 第44項の以下のような要求事項が参考になる。               <ul style="list-style-type: none"> <li>- リスクを識別、評価、優先順位付け及びモニタリングするプロセスで用いるインプット（例えば、データ・ソース等）</li> <li>- リスクの影響の性質、発生可能性及び規模をどのように評価するか</li> <li>- リスクをどのように優先順位付け、モニタリングしているか</li> </ul> </li> <li>・ サステナビリティに関連するリスク・機会を識別、評価、優先順位付け及びモニタリングするためのプロセスが、企業の全体的なリスク管理プロセスにどのように統合されているかについて記載する。</li> </ul> </li> </ul>

## (3) 戦略並びに指標及び目標

課題	留意事項等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 戦略並びに指標及び目標のうち、重要なものについて記載がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要性の判断にあたっては、「記述情報の開示に関する原則」2-2において「記述情報の開示の重要性は、投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断すべきと考えられる」としていること等を参考にすることが考えられる。</li> <li>・ 有価証券報告書において気候変動関連の戦略並びに指標及び目標について、重要性がないという理由で記載を省略しているにもかかわらず、他の公表資料（統合報告書やウェブサイト等）では、気候変動を重要な課題として識別した上で関連する戦略並びに指標及び目標について開示しているような場合、本来であれば有価証券報告書に記載すべきと考えられる重要な戦略並びに指標及び目標が記載されていない可能性がある。</li> </ul> </li> <li>■ 開示の充実に向けて参考になると考えられる事項           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戦略並びに指標及び目標について、各企業が重要性を判断した上で記載しないこととした場合でも、当該判断やその根拠の開示を行うことが期待される（記述情報の開示に関する原則（別添））。</li> <li>・ 戦略並びに指標及び目標について、検討中や策定中等の理由により開示できない場合には、その旨を当連結会計年度末現在での取組状況として記載するとともに、当連結会計年度末現在での今後の取組の予定についても併せて記載する。</li> </ul> </li> </ul>

課題	留意事項等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● サステナビリティ関連のリスク及び機会の記載がない又は不明瞭なため、サステナビリティに関する戦略並びに指標及び目標に関する記載が不明瞭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 戦略並びに指標及び目標は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組やサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報として規定されている。</li> </ul> </li> <li>■ 開示の充実に向けて参考になると考えられる事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 投資者が戦略や指標及び目標の内容を適切に理解できるように、戦略や指標及び目標を開示する際には、対応するサステナビリティ関連のリスク及び機会についても記載する。</li> <li>● サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する財務的影響についても記載する。</li> <li>● 財務的な影響や指標などの定量情報については、前提その他の補足情報（定義、算定方法、仮定等）に関しても併せて記載する。</li> </ul> </li> </ul>

## (4) 人的資本

課題	留意事項等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人的資本に関する方針、指標、目標及び実績のいずれかの記載がない又は不明瞭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針や当該方針に関する指標、目標又は実績を記載することが困難な場合には、その旨及び理由を記載する。</li> </ul> </li> <li>■ 開示の充実に向けて参考になると考えられる事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 方針と関連する指標、目標及び実績については対応関係を分かりやすく開示する。</li> <li>● 指標について、特に企業固有のものであるような場合には、指標の前提その他の補足情報（指標の定義、算定方法、仮定等）に関しても併せて記載する。</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人的資本に関する指標、目標及び実績が連結会社ベースの記載になっていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 連結会社ベースの開示を行うことが困難な場合には、連結会社ベースの開示を行うことが困難な理由、開示の対象とした範囲及び当該範囲とした理由を記載する。</li> </ul> </li> </ul>

## (5) 参照方式

課題	留意事項等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項を有価証券報告書内の他の箇所に記載して参照する場合において、記載上の不備がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項を有価証券報告書の他の箇所に記載して省略する場合には、他の箇所において記載している旨を記載するとともに、当該他の箇所において記載すべき事項を適切に記載する。</li> </ul> </li> </ul>

課題	留意事項等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載事項について、公表した他の開示書類等に記載した情報を参照する場合において、記載上の不備がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 開示府令に規定する事項は有価証券報告書に記載した上で、当該記載事項を補完する詳細な情報について、公表した他の書類を参照することができることに留意する。</li> </ul> </li> <li>■ 開示の充実に向けて参考になると考えられる事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 将来公表予定の書類を参照する際は、公表予定時期や公表方法、記載予定の概要等も併せて記載する。</li> </ul> </li> </ul>

## ② 従業員の状況及びコーポレート・ガバナンスの状況等

「従業員の状況」、及び「コーポレート・ガバナンスの状況等」の記載欄における記載内容に関連して識別された主な課題として、以下が示されています。

### (1) 従業員の状況

課題	留意事項等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性管理職比率を女性活躍推進法の「管理職」の定義に従って算定・開示していない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性管理職比率に関する定義に関連して、厚生労働省の「状況把握、情報公表、認定基準等における解釈事項について」（厚生労働省 雇用環境・均等局雇用機会均等課 令和4年9月15日）問14では、以下のように示されていることに留意する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「管理職」とは「課長級」と「課長級より上位の役職（役員を除く）」にある労働者の合計をいうとされている。</li> <li>➢ 「課長級」とは、以下を指すとされていることに留意する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が2係以上からなり、若しくは、その構成員が10人以上（課長含む）のもの長、又は</li> <li>② 同一事業所において、課長の他に、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長級」に相当する者（ただし、一番下の職階ではないこと）のいずれかに該当する者</li> </ol> </li> <li>➢ 「課長級」であるか否かについては、まず名称や係の数、構成員の人数等で形式的に要件（上記①）に該当するか否かを判断し、その上で、形式的な要件に該当しない場合は、同一事業所において、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長級」に相当する者（ただし、一番下の職階ではないこと）（上記②）に該当するか否かを、実態に即して事業主が判断することとして差し支えないとされている。</li> <li>➢ ただし、一般的に、「課長代理」、「課長補佐」と呼ばれている者は、上記①、②の組織の長やそれに相当する者とは見なされないとされている。</li> <li>➢ また、「係長級」とは、「課長級」より下位の役職であって、以下を指すとされているので、これらの者を管理職に含めて女性管理職比率を算出することのないよう留意する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(a) 事業所で通常「係長」と呼ばれている者又は</li> <li>(b) 同一事業所においてその職務の内容及び責任の程度が「係長」に相当する者</li> </ol> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

## (2) コーポレート・ガバナンスの概要

課題	留意事項等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 取締役会、会社が任意に設置する指名・報酬委員会、監査役会等の開催頻度、具体的な検討内容、出席状況等の記載がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項           <ul style="list-style-type: none"> <li>• 当事業年度における提出会社の取締役会、指名委員会等設置会社における指名委員会及び報酬委員会並びに企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものの活動状況（開催頻度、具体的な検討内容、個々の取締役又は委員の出席状況等）を記載することが求められている。</li> <li>• 当事業年度における提出会社の監査役及び監査役会（監査等委員会設置会社にあつては提出会社の監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては提出会社の監査委員会をいう）の活動状況（開催頻度、具体的な検討内容、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等）を記載することが求められている。</li> <li>• 具体的な検討内容には、サステナビリティ関連の検討事項も含まれ得ることに留意する。</li> </ul> </li> </ul>

## (3) 内部監査の状況

課題	留意事項等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 内部監査が取締役に直接報告を行う仕組みの有無に関する記載がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項           <ul style="list-style-type: none"> <li>• 内部監査部門が、監査役及び監査役会だけでなく、取締役会に直接報告を行う仕組みの有無についても記載することが求められていることに留意する。</li> <li>• 直接報告を行う仕組みが無い場合には、その旨を記載することに留意する。</li> </ul> </li> </ul>

## (4) 政策保有株式

課題	留意事項等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 政策保有株式の銘柄ごとの保有目的が具体的に記載されていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項           <ul style="list-style-type: none"> <li>• 政策保有株式の銘柄ごとの開示においては、保有目的等を具体的に記載することが求められている。</li> <li>• 銘柄ごとの定量的な保有効果（定量的な保有効果の記載が困難な場合には、その旨及び保有の合理性を検証した方法）を開示することが求められている。当該事項は、投資者が株式の保有の合理性を判断する上で重要であると考えられるため、投資者に分かりやすく開示されることが望ましい。</li> </ul> </li> <li>■ 開示の充実に向けて参考になると考えられる事項           <ul style="list-style-type: none"> <li>• 政策保有株式の保有方針が、例えば、主として、スタートアップ企業との協業を通じたシナジー効果の発揮にある場合には、そのような全体的な保有方針を記載するとともに、銘柄ごとの開示においては、個別の協業の内容等について具体的に記載することが考えられる。</li> <li>• 全体的な保有方針との整合性を確認できるよう、非上場株式を含む政策保有株式のうちのスタートアップ銘柄の数や、当該スタートアップ企業との協業により見込まれるシナジー効果を記載することは、投資者の投資判断にとって有用であると考えられる</li> </ul> </li> </ul>

課題	留意事項等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 政策保有株式縮減の方針を示しつつ、売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で純投資目的の株式に変更を行っており、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 政策保有株式縮減の方針を示しつつ、売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で純投資目的の株式に変更を行うような場合や発行者から売却の合意を得た上で純投資目的の株式に区分変更したものの、長期間（1年以上）売却をしていない又は長期間売却に取り組む予定がないような場合には、実質的に、政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になり、投資者に誤解を与える可能性もあることに留意する。</li> <li>● このような場合には、区分変更の理由の合理性や純投資目的の株式として継続保有することの合理性を検証し、その内容を併せて開示することが考えられる。</li> <li>● 株式の売却制限（売却可能時期の制限を含む。）がある場合には、その内容を開示することが考えられる。</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 政策保有株式縮減の方針を示しつつ、発行者から売却の合意を得た上で純投資目的の株式に区分変更したものの、実際には長期間売却に取り組む予定はなく、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている</li> </ul>	

## (2) サステナビリティ開示等の課題対応にあたって参考となる開示例集

今後の提出会社による自主的な改善に資するよう、2023年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書レビューにおいて、現時点（2024年3月29日時点）までに識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集（以下、本開示例集）が、「令和5年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」の別冊付録として公表されています。

本開示例集は、昨今サステナビリティに関する開示について投資者の関心が高まってきていることや、有価証券報告書におけるサステナビリティに関する開示が2023年3月期より義務化されて間もないこと等を踏まえ、今後段階的に開示を改善させていく企業の実務のひとつの参考として取りまとめられたものです。

また、政策保有株式関連の開示についても、投資者の関心が高いことや、昨今の企業による政策保有株式関連の開示の動向等を踏まえ、本開示例集に参考となる開示例が掲載されています。

## 2. 有価証券報告書レビューの実施について

2024年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書レビュー（審査）の実施概要は以下のとおりです。また、過去の有価証券報告書レビューにおいて、フォローアップが必要と認められた会社についても別途審査が実施されます。

### (1) 法令改正関係審査

2024年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書の提出会社を対象として、以下の有価証券報告書の記載内容について審査することとされています。

- 2023年1月に施行された企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（「従業員の状況」における女性管理職比率並びに「コーポレート・ガバナンスの状況等」における取締役会・監査役会等の活動状況及び政策保有株式に関連した開示を含む。）

主な調査項目の概要は以下のとおりとされており、2023年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書レビューで識別された主な課題について審査結果を踏まえた留意すべき事項に関する調査項目が含まれています。

- 「サステナビリティに関する考え方及び取組」の開示に関する調査項目
- 女性管理職比率の開示及び当該比率算定上の管理職の範囲に関する調査項目
- 取締役会・監査役会等の活動状況の開示に関する調査項目
- 政策保有株式及び純投資目的の株式の開示（株式の売却制限等及び長期保有株式の状況）に関する調査項目

有価証券報告書提出会社は、[金融庁のホームページ](#)に公表された所定の調査票に必要事項を記入し、当該調査票を財務局等に提出することとされています。また、決算月ごとの提出スケジュールも示されています。

### (2) 重点テーマ審査

2023年度の審査において識別された課題の状況等を踏まえ、2024年度においても以下のテーマに着目し、2024年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書の提出会社から審査対象会社を選定することとされています。

- サステナビリティに関する企業の取組の開示

審査対象会社には、個別の質問票が財務局等から送付されます。質問内容には、上記の重点テーマ以外の事項が含まれる場合があるほか、必要に応じて根拠資料の提出も求められます。

質問票に対する回答期限は2週間程度であり、回答内容について、法令及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準等に照らして、有価証券報告書の記載内容（会計処理を含む）が審査されます。回答内容に不明点や疑問点が残った場合、財務局等から追加で質問を受けるとされています。

なお、審査の結果、有価証券報告書に適切ではないと考えられる記載内容等が見つかった場合には訂正又は次年度の有価証券報告書での改善を求める通知等が行われます。



### (3) 情報等活用審査

上記に該当しない場合であっても、適時開示や報道、提供された情報等を勘案して審査を実施することとされています。

## 編集・発行

### 有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト©IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「SSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、KPMG IFRG Limitedおよび有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。